

『財政状況公表に係る主な用語の意味』

【あ行】

・**一般会計**

地方公共団体の会計の中心をなす会計で、行政運営の基本的な経費全般を計上する会計です。会計は単一で経理をするのが理想的ですが、行政活動は広範で多岐にわたるため、特定の目的については、必要に応じて特別会計を設置することで明確にしています。

・**依存財源**

国（市町村の場合は、都道府県を含む）の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入をいい、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方譲与税などがこれに該当します。

・**維持補修費**

地方公共団体が管理する公用施設等の効用を保全するための経費です。

・**衛生費**

保健衛生、環境衛生、母子保健、公害対策、塵芥処理などに関する経費です。

【か行】

・**繰入金**

地方公共団体の各会計間、一般会計、特別会計、基金等の会計間における現金の移動のことをいいます。

・**繰越金**

余ったお金を翌年度の財源として繰り越すものをいいます。

・**交通安全対策特別交付金**

地方公共団体が必要な道路交通安全施設の設置及びその管理に必要となる経費に充てるためのもので、交通反則金の一部が市に交付されるものです。

・**国県庫支出金**

国、県の事務、事業を行った場合や社会資本のための事業など特定の目的の財源として、国や県から交付される補助金などがこれに該当します。

・**貸付金**

経済政策、社会政策その他各種行政政策上の目的で、国や地方公共団体が民間等に対して必要な資金の貸付を行うための経費です。

・**繰出金**

一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費です。

・**公債費**

市が学校建設、道路改良、上・下水道の整備などのために借り入れしたお金を返済するための経費です。

・**教育費**

幼稚園、学校、社会教育などに関する経費です。

【き行】

・**歳入**

会計年度(毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間)における一切の収入をいいます。

・**自主財源**

市が自動的に収入しうる金銭をいい、地方税、使用料、財産収入などがあります。

・**市税**

市に納めて頂いた税金です（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税などがあります。）

・**使用料及び手数料**

使用料は、市が有する行政財産や公の施設を使用させた場合にその使用された方から納めていただくものです。（体育館使用料など）

手数料は、市が特定の方のために行う業務に対し納めていただくものです。（各種証明手数料など）

・**財産収入**

市が有する財産を貸したりや売却した場合などに生じる現金収入をいいます。

・**諸収入**

特定の歳入のための科目ではなく、他の収入科目に含まれない収入をまとめた科目です。

・**自動車取得税交付金**

県が徴収した税金（自動車取得税）の一部が市へ交付されるものです。

・**市債**

学校建設、道路の整備、上・下水道の整備などのため、県知事の許可を受けて政府資金や金融機関から借り入れし、長期にわたり返済していくものです。

・**歳出**

会計年度(毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間)における一切の支出をいいます。

・**消費的経費**

人件費や消耗品費などのように、後年度に形を残さない性質の経費です。

- ・**人件費**
職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる経費です。
 - ・**災害復旧事業費**
降雨、暴風、洪水、地震、その他の災害によって被害を受けた施設等を原形に復旧するための事業に要する経費です。
 - ・**総務費**
徴税、戸籍住民基本台帳、選挙などに関する経費です。
 - ・**商工費**
商工業振興対策、中小企業振興対策、観光振興などに関する経費です。
 - ・**消防費**
消防団運営、消防施設整備、災害対策などに関する経費です。
- 【た行】
- ・**特別会計**
特別会計は一般会計に対し、特定の目的の歳入歳出について経理するため、条例によって設置された会計です。
 - ・**地方譲与税**
国の税金の一部が一定の基準により市に譲与される税金をいい、自動車重量譲与税や地方道路譲与税がこれに該当します。
 - ・**地方消費税交付金**
県が徴収した税金（地方消費税）の一部が市へ交付されるものです。
 - ・**地方特例交付金**
平成11年度の税制改正による恒久的な減税に伴う地方税の減収額の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有するものとして国から交付されるものです。
 - ・**地方交付税**
地方自治体間の財源の不均衡を是正し、すべての地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うのに必要な財源を保証する目的で、国が徴収する税金（所得税、法人税、酒税、消費税等）の中から市の財政需要に応じて国から交付されるものです。
 - ・**投資的経費**
支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費です。

・**積立金**

財政運営を計画的にするため、又は財源の余裕がある場合に特定の支出目的のため、年度間の財源変動に備え、財政規模及び税収その他の歳入の安定性の程度に応じ積み立てるものです。

・**土木費**

道路維持、除雪、河川管理、都市計画、住宅などに関する経費です。

【な行】

・**農林水産業費**

農業振興、林業振興などに関する経費です。

【は行】

・**分担金及び負担金** :

特定の利益を受けた方から徴収するものです。

・**物件費**

人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費です。

・**扶助費**

社会保障制度の一環として生活困窮者の最低限の生活維持を図る目的で支出される経費です。

・**補助費等**

各事業や団体への補助金や負担金に充てられる経費です。

・**普通建設事業費**

道路、橋梁、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新設増設等の建設事業に要する投資的経費です。

【ま行】

・**民生費**

社会福祉、児童福祉、生活保護などに関する経費です。

【や行】

・**予備費**

予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、使途を特定しないで歳入歳出予算に計上し、執行機関にその使用を委ねた目的外予算をいいます。